



箱根町第 6 次総合計画後期基本計画素案 に関する意見募集について

町では、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とする「総合計画後期基本計画」の策定作業を進めています。

多くの方の声を聴いて計画を策定するため、計画素案を公表するとともに皆さんからの意見を募集します。

1 素案の公表

箱根町第 6 次総合計画後期基本計画

2 素案の掲載および閲覧場所

- ・企画課および出張所
- ・町ホームページ

3 閲覧・意見の提出期間

- ・令和 3 年 10 月 14 日（木）～11 月 15 日（月）

4 意見の提出方法

所定の意見書様式に記入の上、企画課および出張所窓口に持参、郵便、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

5 意見を提出できる方

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営むもの（法人を含む）、町内で活動するもの（NPO など）、本町に納税義務を有するもの、（法人を含む）、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する方。

6 意見募集の結果

結果については、町ホームページのほか、企画課窓口において公表します。

7 URL

<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,7234,53,317.html>

提出・照会先 企画課 電話 (85) 9560
〒250-0893 箱根町湯本 256 番地
箱根町役場 企画課

FAX (85) 7577

Eメール web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)

～裏面もご覧ください～

10月31日(日)は衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

投票時間 7時から20時

【投票所】※前回選挙時と変更があります。必ず確認してください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本小学校	第9	二ノ平自治会館
第3	須雲川集会所	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所

※ 第3投票区の方は、「須雲川集会所」が投票所となります。

※ 投票所入場整理券は、10月20日(水)以降に届きます。入場整理券に投票所の記載がありますので、あわせて確認してください。

【期日前投票】

投票日当日に投票できない方は、期日前投票を利用してください。

▶ 日時 10月20日(水)から30日(土) 8時30分から20時

▶ 場所 役場分庁舎4階会議室

▶ 出張期日前投票所開設場所および日時

各施設の建物の中で投票できます！

仙石原文化センター	10月27日(水) 14時30分から17時30分
さくら館	10月28日(木) 9時から12時
温泉公民館	10月28日(木) 14時30分から17時30分
元箱根集会所	10月30日(土) 9時から12時
山崎集会所	10月30日(土) 14時30分から17時30分

《投票時のお願い》



新型コロナウイルス感染症対策として、ご自身で検温したうえでマスクを着用し、投票所へお越しください。体調の優れない場合は、係員に申し出てください。投票所の混雑状況等により、投票に時間がかかる場合があります。

【衆議院議員総選挙 町ホームページ】



<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,25791,63,333,html>

照会先 選挙管理委員会 電話 (85) 7111 (内線 337)

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。【令和3年10月25日発行】

キャッシュレスで税金が納付できます

照会先
税務課収納係
TEL:0460-85-9573

家にいながら携帯電話などから納付できる新しい3つの納付方法を導入『モバイルバンキング支払い』『クレジットカード支払い』『電子マネー支払い』により、町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）が可能になりました。

1 『モバイルバンキング支払い』（インターネットバンキング）

(1) 『モバイルバンキング支払い』とは

- 金融機関などのインターネットバンキングを利用した納付方法です。
- 事前に金融機関などとのインターネットバンキングの契約が必要です。
- 取扱金融機関は『モバイルレジ』のホームページを確認してください。

<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>

(2) 『モバイルバンキング支払い』での納付方法

- 『モバイルレジ』のアプリをスマートフォンなどにダウンロードし、アプリの指示に従い納付の手続きをお願いします。
- 『モバイルバンキング支払い』の支払いの上限は1枚の納付書で30万円までです。



2 『クレジットカード支払い』

(1) 『クレジットカード支払い』とは

- お持ちのクレジットカードで納付する方法です。
- 取り扱い可能なカードは次のブランドロゴが付帯されたカードです。

VISA Mastercard JCB American Express Diners Club



(2) 『クレジットカード支払い』での納付方法

- 『モバイルレジ』のアプリをスマートフォンなどにダウンロードし、アプリの指示に従い納付の手続きをお願いします。
- 『クレジットカード支払い』の支払いの上限は1枚の納付書で30万円までです。
- 『クレジットカード支払い』の決済手数料は利用者に負担していただきます。

決済手数料

納付金額	決済手数料（税込み）	納付金額	決済手数料（税込み）
1円～5,000円	27円	20,001円～30,000円	275円
5,001円～10,000円	82円	30,001円～40,000円	385円
10,001円～20,000円	165円	40,001円～50,000円	495円

※以降、同様に1万円ごとに決済手数料が110円ずつ加算されます。

※この決済手数料は、令和3年10月1日現在です。決済手数料は予告なく変更する場合がありますので、必ず直近の決済手数料を確認の上、納付してください。

※リボ払いや分割払いも可能ですが、カード会社によりできない場合があります。

3 『電子マネー支払い』

(1) 『電子マネー支払い』とは

- 電子マネーのアプリを活用し、請求書払いで納付する支払方法です。
- 現在、支払い可能な電子マネーは、次のとおりです。



- LINE Pay 請求書支払い ● PayPay 請求書払い ● J-Coin 請求書払い
- d払い 請求書払い ● au PAY（請求書支払い）

(2) 『電子マネー』での納付方法

- 使用する『電子マネー』のアプリをスマートフォンなどへダウンロードし、アプリの指示に従い、納付の手続きをお願いします。
- 『電子マネー』の支払いの上限は1枚の納付書で30万円までですが、au Pay（請求書支払い）は1枚の納付書で25万円までです。
- 『請求書払い』のためコンビニエンスストアのレジでは納付はできません。
- コンビニエンスストアで納付する場合は、現金での納付になります。

【注意事項】

- 領収書の発行は行いません。必要な方はこれらの支払い方法では納付をせず、コンビニエンスストア、金融機関または町役場（本庁・各出張所）などで納付してください。
- 軽自動車税の納税証明書は納付から町で確認できるまでに、3週間程度かかりますので、車検等が近い場合は上記納付方法での納付は控え、コンビニエンスストア、金融機関または町役場（本庁・各出張所）などで納付してください。なお、納期限内に上記支払いで納付した方は、車検用の納税証明書を送りますが、納期限後に納付した場合は、別途、車検用納税証明書の申請が必要になります。
- クレジットカード支払いは、別途決済手数料がかかりますが、モバイルバンキング支払い、電子マネー支払いでは手数料はかかりません。
- スマートフォンなどのアプリへのダウンロード、操作等の通信料は自己負担になります。
- 納付日が納期限を過ぎていますと、督促手数料や延滞金がかかる場合がありますので、税務課収納係に問い合わせてください。
- 印刷されたバーコードには有効期限があります。有効期限を過ぎますと納付できませんので、納付ができない場合は、税務課収納係に問い合わせてください。
- 原則24時間納付は可能ですが『モバイルレジ』、『各金融機関』『各カード会社』『各電子マネー会社』などでシステムのメンテナンスにより納付できない場合があります。
- 上記納付を行いましても、領収印欄に領収印は押されませんので、二重払いにならないよう自己管理をお願いします。
- モバイルレジは株式会社NTTデータが提供するサービスです。
- 詳細については『箱根町』『モバイルレジ』『各電子マネー』のホームページをご覧ください。

～ 秋季火災予防運動 11月9日から15日まで ～

これから本格的な秋を迎えます。気温や湿度が下がり、さわやかで過ごしやすい季節です。しかし、寒さを感じ始める時季でもあり、暖房機器の準備を始める方も多いのではないのでしょうか。

暖房機器を使い始める時は、火災が起きやすい時でもあり、この時季に出火を防止するための意識を高めていただき、火災から尊い命と財産を守ることを目的に、毎年、全国で秋季火災予防運動を実施しています。

町では火災予防運動週間中に、次の行事を実施します。

【全国防火標語】

『おうち時間 家族で点検 火の始末 』

【主な行事】

- ◎ 防火ポスター展の開催 11月9日（火）～15日（月）
防火ポスターコンクールで入賞した作品を役場本庁舎住民ホールに展示します。
ぜひ立ち寄って、生徒たちの力作を見てください。
- ◎ 幼年消防クラブ員への防火・防災教育の実施
幼い頃から防火意識を持ってもらうことを目的に、教育用アニメ映画の上映、着ぐるみによる防火・防災教育を実施します。
- ◎ 山林火災の防火広報
消防職員が町内のハイキングコースを巡回し、ハイカーにタバコの投げ捨てや焚き火をしないように呼びかけるなど、火気の取り扱いを注意する防火広報を実施します。
- ◎ 老朽化消火器の回収・住宅用火災警報器の展示などの実施
古くなった消火器の回収（有料）と新品消火器の販売、住宅用火災警報器の展示・販売を行います。

実施日	時間	場所
11月13日（土）	10:00～12:00	消防本部（宮ノ下）
		箱根分遣所（元箱根）
	13:00～15:00	役場本庁舎（湯本）
		仙石原分遣所（仙石原）

【空き家の管理の注意点】

空き家から出火した火災は、発見が遅れ、大きな火災になる恐れがあります。

所有者または管理者は、次の点に注意して、火災予防を行ってください。

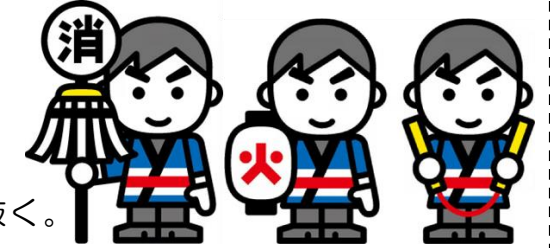
- ◎ 簡単に人が出入りできないように鍵をかけましょう。
- ◎ 燃えやすいものを周囲に置かないようにしましょう。
- ◎ 電気、ガスなどは確実に切って、プロパンガスボンベ、危険物（灯油など）は、置かないようにしましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

— 4つの習慣・6つの対策 —

○4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときには火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



○6つの対策

- 1（出火防止）
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2（早期発見）
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3（延焼拡大防止）
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 4（初期消火）
火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- 5（早期避難）
お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6（地域の助け合い）
防火防災訓練への参加、近隣同士の声かけなどにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

照会先 消防本部消防総務課予防係 電話（82）4505

初心者むけ写真教室の開催

光、撮影アングルを意識することで写真が変わります！！
写真を楽しんでみませんか？気軽に参加してください。

【日時】 11月14日（日）9時30分～12時 （雨天決行）

【会場】 仙石原公民館会議室および周辺散策

【対象】 町内在住、在勤の方・中学生以上の方

【参加費】 受講料 1人 300円

【講座内容】 座学と実践

- ・被写体に当たる光を意識することで、大きく写真の質に影響を与えます。光の重要性について講師の撮影した写真を題材に光を制するテクニックを学びます。
- ・写真の撮影アングルによっても大きく写真の迫力は変わります。実例写真を見ながら撮影アングルの重要性について学びます。
- ・秋の仙石原周辺を散策しながら、写真撮影に挑戦します。
- ・時間のある方は、午後から講評も行いますので、活用してください。

【講師】 写真家 相沢 淳一さん

【定員】 10人（先着順）

【持ち物】 カメラ、スマートフォンも可、筆記用具、マスクを着用

【申込期間】 10月29日（金）～11月6日（土）

【申込方法】 電話で申し込んでください。

申込・照会先 社会教育センター（82）2694

町外の文化施設を訪ねる会

ふじのくに茶の都ミュージアム・東海大学海洋科学博物館

公益財団法人箱根町文化・スポーツ財団では、次のとおり文化施設を訪ねる会を実施します。この機会に知識を深め、感動を味わってみませんか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を半分にバスは2席に1人で乗車することができます。

【日時】 11月25日(木) 7時30分～18時30分(予定)

【見学施設】 ふじのくに茶の都ミュージアム(島田市金谷富士見町 3053番地の2)
東海大学海洋科学博物館(静岡市清水区三保 2389)

【日程】

町内各地(湯本 7:30～箱根 8:30)～長泉沼津IC～新東名高速

～ふじのくに茶の都ミュージアム(10:45-11:30)

～昼食:焼津さかなセンター(12:00-13:20)

～東海大学海洋科学博物館(14:05-15:20)～新東名高速

～町内各地(箱根 17:30～湯本 18:30)

*各地の出発・到着時間などは申込後、参加者に連絡します。

【対象】 当財団賛助会員および町内在住、在勤者

【定員】 20人(先着順)

【参加費】 5,000円(昼食代を含む。当日徴収。)

※当財団の賛助会員は、割引があります。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【申込期間】 賛助会員は 11月2日(火) 9時30分から

一般の方は 11月5日(金) 9時30分から定員に達するまで。

【旅行実施申込先】(株)箱根観光旅館協会 神奈川県知事登録旅行業第3-347号
電話(85)6777(営業時間9時30分～18時30分)

【利用バス会社】 箱根登山観光バス(株)神奈川県知事登録旅行業第2-820号

【その他】

2018年に開館した「ふじのくに茶の都ミュージアム」は、お茶の産業・歴史・文化を紹介する展示のほか、茶摘み・手もみ体験や、五感で感じる講座を充実させ、子どもから大人まで楽しくお茶について学べます。東海大学海洋科学博物館は、「海のはくぶつかん」として、1970年に開館し、水族館の要素と科学博物館の要素を併せ持つ、海洋に関する総合博物館で、『三保の水族館』の愛称で親しまれています。

*新型コロナウイルス感染症対策の状況により実施を取りやめる場合があります。

企画・照会先(公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わななどによる捕獲を実施しています。3年度は合計30頭（わな28頭、銃器2頭）です。

なお、捕獲地域は次のとおりです。

※3年度9月末現在地域別捕獲頭数

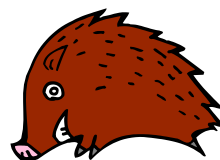
湯本地域7頭、宮城野地域7頭、仙石原地域9頭、箱根地域7頭

また、ニホンジカの3年度9月末現在の捕獲頭数は17頭（わな16頭、銃器1頭）です。

なお、現在銃器による捕獲も実施しています。

銃器の使用に当たっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565



イノシシの出没を減らすために

イノシシへの餌やりや不適切なゴミ捨てはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまう可能性があることや、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。

また、イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを当日の朝に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

なお、町では、所有する敷地などにイノシシの被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。詳細は問い合わせてください。

※ 野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

(10月12日現在)

譲ります

番号	品名	規格	状態	価格
1358	犬小屋	中型犬用	良い	有償
1364	鳥かご		良い	無料
1365	ファンヒーター	50 cm×30 cm×50 cm	普通	無料
1366	ベビーカー		新品	応相談
1367	灯油タンク	48ℓ	新品	無料
1368	電動自転車		普通	有償

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2135	電子レンジ		普通	無料
2136	炊飯器	5.5合炊き	普通	無料
2137	猫用品 (保護猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、シート、フード等	普通	無料
2138	打楽器	木琴、鉄琴、タンバリン、マラカス、カスタネット等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

